



裁判官ら(中央)に盛り込みの状況を説明する住民(左)＝3日午後、東村高江・N4地区

パッド  
仮処分  
審議

## 裁判長ら高江視察 住民側、妨害行為を否定

米中北部訓練場の一部返還に伴うヘリコプター着陸帯(ヘリパッド)移設工事に反対し、監視活動を行う東村高江の住民グループらに

対して、沖縄防衛局が通行妨害の禁止をテント小屋の撤去を求めた仮処分申請の現地を視察する進行協議が3日、同村高江であった。

那覇地裁の平山正人裁判長ら3人の裁判官が、ヘリパッド建設予定地への進入を拒否する住民側から意見を聞いた。審議の審議は今回で終了し、裁判所による決定が待たれる。

高江集落から最も近い進入口では、住民側は「ヘリパッドを造ってほしくない」といつ県内外の人が監視活動が続いている。監視用のテントは道路脇にあり(進入する)車が通るスペースは確保されている」と妨害行為を否定した。また、日常的に米軍ヘリが集落や農道の上空を低空飛行し、恐怖を感じながら暮らしていると強調。「万が一人口の少ない所を犠牲にしてもいいという国の在り方に疑問を感じる」と

訴えた。防衛局側は「進入口に(住民側の)車が止められていたことがあった。それをやめていただきたい」と説明した。

進行協議を終えて取材に応じた住民側弁護団長の池宮城紀夫弁護士は「妨害ではなく抗議活動であること」を裁判官に分かってもらえたと思う。国側の説明では通行妨害を立証できていない」と話した。同区の石原理絵さん(45)は「高江で一人の子供を育てていて、静かに暮らしたいだけ。裁判官に直接訴える機会がありよかった。やはり住民生活との近さも分かってもらえたと思う」と話した。